

令和3年度

第2回 小浜市水道料金等制度審議会

【下水道事業 資料】

日 時 令和3年8月10日（火）午後7時30分～

場 所 小浜市役所4階 大会議室

目 次

公共下水道事業の経営・使用料について……………	1
1. 下水道事業経営の考え方……………	1
2. 下水道事業の費用負担……………	1
3. 下水道使用料改定の経緯……………	3
4. 県内の公共下水道料金体系……………	5
5. 収支の実績および予測……………	6

公共下水道事業の経営・使用料について

1. 下水道事業経営の考え方

公共下水道事業は、「地方財政法」上の「**公営企業**」とされており、その事業収入によってその経費を賄う「独立採算制の原則」が適用されている。よって、下水道事業の経営は、「**一般会計**」との間に**適正な経費負担区分を前提**とする必要がある。

地方公共団体の一般行政事務には、教育・社会福祉・道路建設・消防など様々な事務があり、これらは全体的な公共のサービスであり、その費用は主として租税による。

水道・電気・ガス・下水道等は、全ての住民が同等にサービスを受けるものではないため、サービスを受ける住民がその事業に必要な費用を負担することが、公平であるとされている。

公営企業の主なもの（地方財政法施行令第46条：特別会計）

- ・水道事業
- ・交通事業
- ・電気事業
- ・ガス事業
- ・病院事業
- ・観光施設事業
- ・宅地造成事業
- ・下水道事業 ……

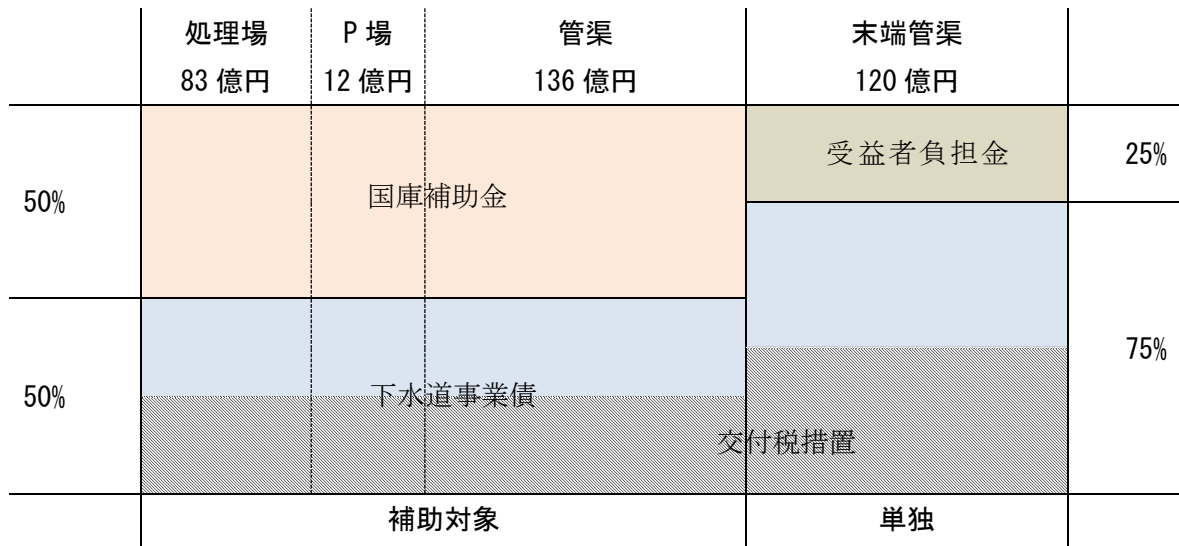
水道事業、電気事業、ガス事業などは、地方公営企業法が全て適用される。

しかし、下水道事業の場合は、地方財政法上の公営企業ではあるが、地方公営企業法の適用については、自治体の任意の判断で法適用事業者と法非適用事業者に分類される。

本市は令和元年度まで、法非適用事業者であったが、令和2年度より法適用事業者である。

2. 下水道事業の費用負担

① 下水道建設費



国庫補助金 国は国家的見地から下水道整備を推進する責務を有すことから国庫負担を行うべき

国が義務的に負担する経費は、その種別、基準、割合は法律、政令で定める

補助対象範囲 主要な管渠 集水面積が一定以上の管渠

ポンプ場 主要な管渠を補完するポンプ場

処理場 処理場建設に必要な費用（門柵塀は除く）

受益者負担金 受益（サービス）を受ける者に建設費の一部を負担させるもの。

末端管渠（国の補助がない施設）整備費の1/4を受益者が負担

下水道事業債 地方公共団体が起こす地方債で下水道事業における建設改良費の財源

下水道建設費（資産取得）の経費は、減価償却費相当分の便益のため将来の収入で賄う

② 下水道事業会計

収益的収支（損益計算）

収入 下水道使用料、他会計補助金（一般会計繰入金）、長期前受金戻入、その他収入

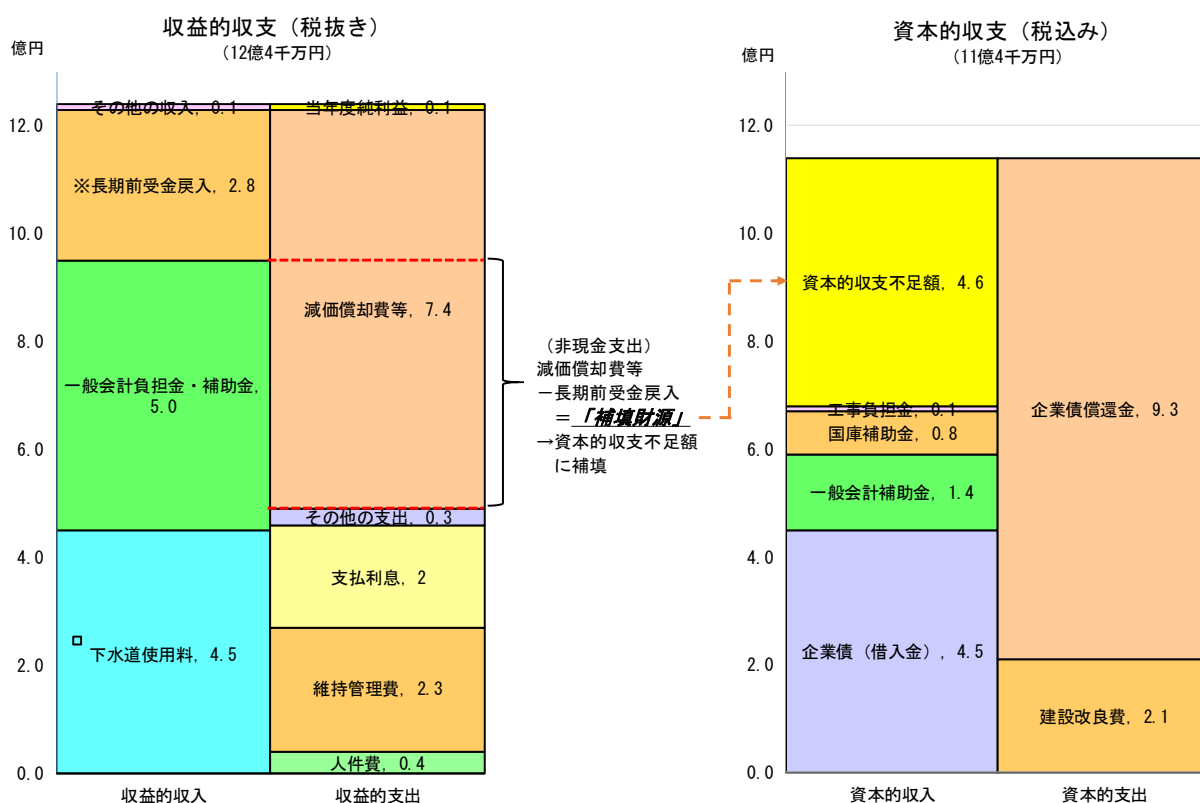
支出 処理場・管渠・ポンプ場維持費、人件費、地方債利息、減価償却費、その他費用

資本的収支

収入 国県補助金、受益者負担金、地方債、他会計補助金（一般会計繰入金）、その他収入

支出 建設改良費、人件費、地方債元金償還金、その他費用

公共下水道事業 令和2年度 決算見込み



○収益的収支とは、家庭などのトイレやキッチンなどの使用された水をきれいにするための経費と財源です。

※「長期前受金戻入」とは、下水道管などの固定資産の取得の際に交付された補助金、受益者負担金など（長期前受金）を資産の減価償却に合わせて各年度に収益として計上するものです。

○資本的収支とは、下水道施設の処理場や管路などを整備・改良するための経費と財源です。

○資本的収支は、通常、収入を支出が上回るため、減価償却費などの非現金支出などにより補填します。

③ 使用料の位置づけ

使用料は収益的収支の収入に位置付けられ、収入には使用料のほかには一般会計繰入金などがある。一方、支出には人件費、施設維持費（電気、燃料、薬品、修繕費）、起債利息、減価償却費などがある。これらの収入および支出の均衡を図る必要がある。

④ 一般会計負担金（繰入金）

一般会計負担金（繰入金）は地方公共団体が行うべき事務の費用と交付税措置されたもの主な一般会計との経費負担区分（一般会計から繰入れが認められている経費）

地方公営企業繰出金について（総務省通知）

- ・ 雨水処理に要する経費（雨水ポンプの運転費や、水路の浚渫費など）
- ・ 分流式下水道等に要する経費（資本費の2～6割を公費（一般会計）が負担）
- ・ 下水の規制に関する事務に要する経費（除外施設事務）
- ・ 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費（排水設備事務）
- ・ 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費 など

3. 下水道使用料改定の経緯

料金区分	排水量等	H3～11		H12～22		H23～27		H28～
基本料金	10m ³ までの分	1,200	基本料金 区分を 変更 平均 15% 増額		平均 10% 増額		平均 12% 増額	
	8m ³ までの分			1,250		1,250		1,350
超過料金 (1m ³ につき)	8m ³ を超え10m ³ までの分			25		140		160
	10m ³ を超え30m ³ までの分	130		155		165		185
	30m ³ を超え50m ³ までの分	140		165		177		200
	50m ³ を超え100m ³ までの分	150		175		188		210
	100m ³ を超える分	170		195		210		225

① 供用開始時の使用料の設定

平成2年11月下水道料金制度審議会より答申が示される。

基本料金 1,200 円、超過料金 130～170 円

算定方法

- ・ 基本水量 10 m³、累進区分 30、50、100、100 以上

維持管理費の固定費部分を負担するため基本水量を設定する。

全国他市の例より 10 m³、累進区分は上水道の区分を考慮し 5 段階

- ・ 基本料金 1,200 円、累進 130～170 円

供用開始後 5 年間に必要な維持管理費および資本費を流入予定水量で割り m³当りの負担額を計算すると 553 円/m³となり、負担額が著しく高額となることから、対象経費から資本費を抜き維持管理費のみとして計算すると 151 円/m³となる。

必要単価 150 円を傾斜配分し 1,200 円および 130～170 円と設定

② 第1回改定 供用開始後 8 年が過ぎ当初計画時の 5 年を超過することから審議会に諮問

平成 11 年に下水道料金制度審議会を開催する。

基本水量を 10 m³から 8 m³に変更、基本料金 1,250 円、超過料金 25～195 円と平均 15%増額

算定方法

- ・ 基本水量の 8 m³への変更

最小（一人暮らし）世帯の計画使用量 8 m³を基本水量とする。

- ・ 基本料金 1,250 円、超過料金 25～195 円

当初料金設定時は維持管理費のみの負担として計算していたが、原則に戻り資本費を含めた経費に対する負担とし計算する。

しかしながら、増額幅が大きくなることから、家計への負担を考慮するとともに、8～10 m³区分の変動を抑えながら、増額幅を圧縮する。

③ 第2回改定 第1回改定から10年が過ぎていることから審議会に諮問

平成22年水道料金等制度審議会を開催する。

基本料金1,250円と据え置く、8~10 m³の特殊性の廃止、超過料金140~210円と平均10%増額
今後は3~5年ごとに料金見直しを行う

算定方法

- ・基本料金は近年の厳しい経済状況を考慮し、据え置きとする。
- ・8~10 m³の特殊区分については特殊性を廃止し、いわゆる超過料金と同等の区分とする。
- ・超過料金140~210円
使用料が負担すべき維持管理費100%と資本費50%の経費負担をすべて賄うには、約22%の増額改定が必要である。
しかし、現在の経済情勢や県内での料金レベルを考慮し、約9.6%の増額改定が限度と判断し、140~210円とする。

④ 第3回改定 前回答申に提言のあった3~5年ごとの見直しを行うため審議会に諮問

平成27年水道料金等制度審議会を開催する。

基本料金1,350円、超過料金160~225円と平均12%増額

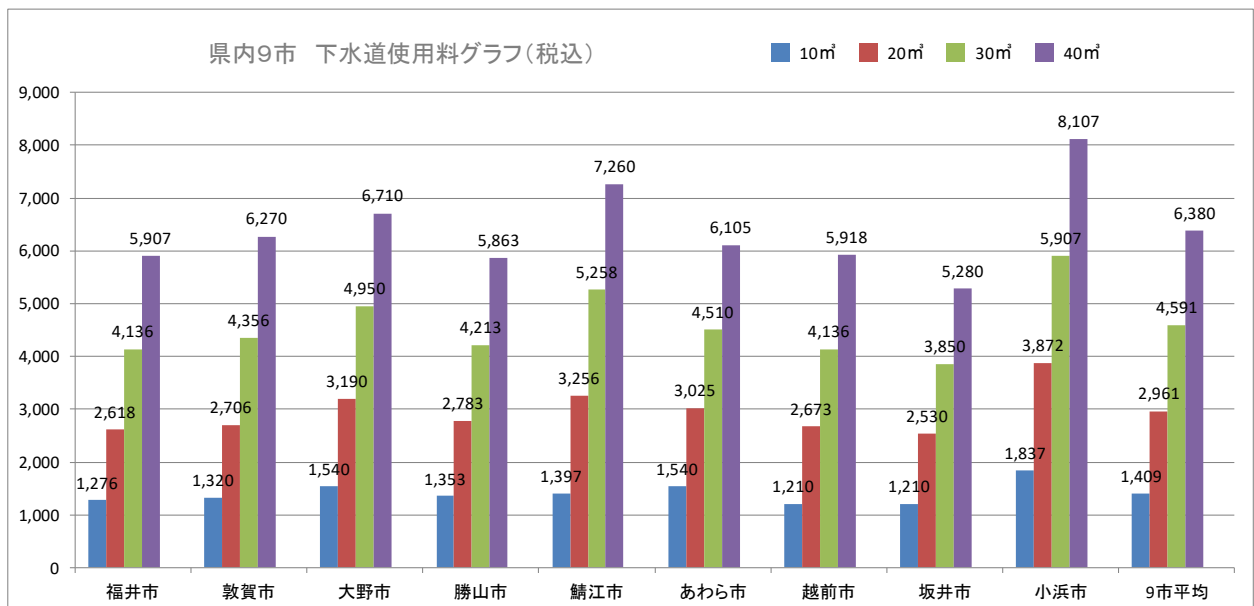
算定方法

- ・基本料金1,350円
従来料金1,250円は15年間据え置きのため、利用者全体での負担を考慮し1,350円に8%の増額改定。
- ・超過料金160~225円
今後5年間(H28~H32)の均衡を図るためには20.5%増額、3年間の均衡を図るためには11.8%増額の試算が出る。
しかし、不足額全部を使用料で賄うのではなく、健全経営対策や経営努力を考慮し、約12%の増額改定が妥当と判断し、160~225円とする。

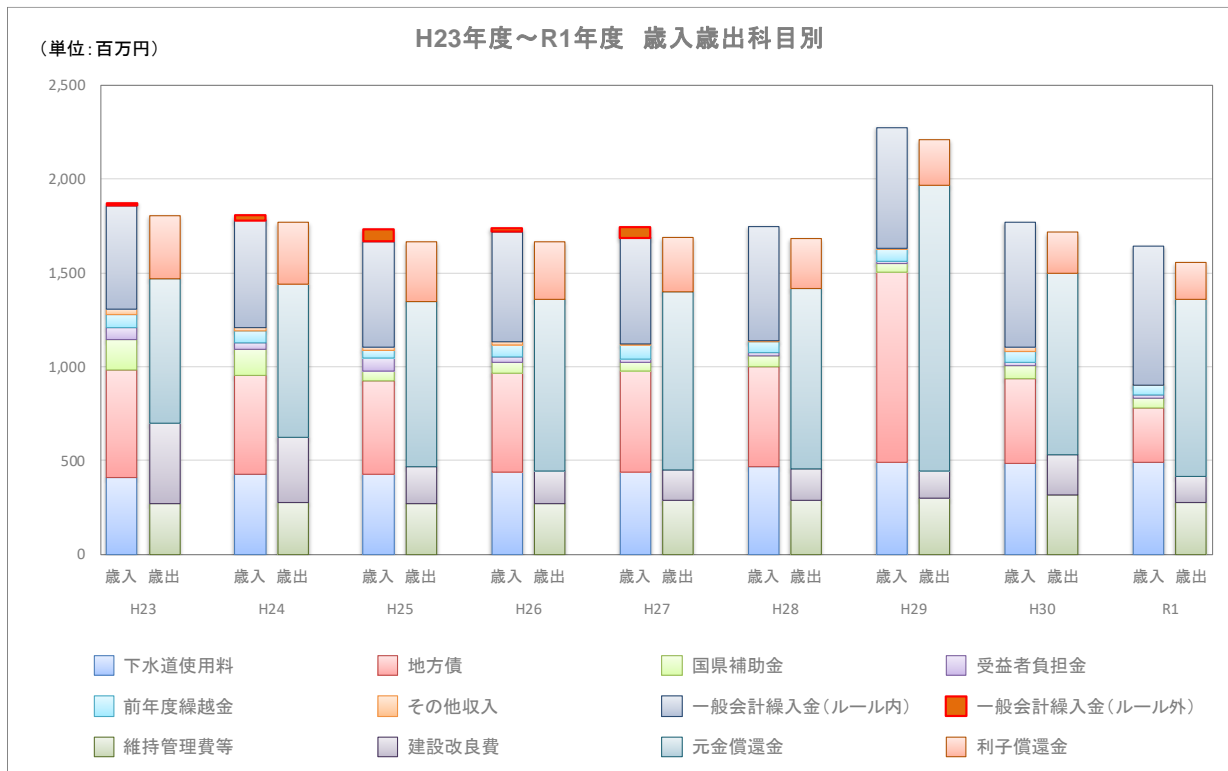
4. 県内の公共下水道料金体系

一般汚水: 使用料区分表(税抜き) R3.10からの新料金

区分(m ²)	福井市	敦賀市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	坂井市	小浜市	区分(m ²)
0	1,050	1,140	1,400	1,230	1,060	1,400	1,100	1,100	1,350	0
1~5	11	6			42					160
6~8										
9										
10										
11~20	122	126	150	130	169	135	133	120	185	11~20
21~30	138	150	160		182					21~30
31~40	161	174	160	150		145	162	130	200	31~40
41~50		198								
51~60	208	224	170	170	194	155	177	150	210	51~60
61~70										
71~80										
81~90										
91~100										
101~200										
201~300	222				207		206			201~300
301~400										
401~500										
501~600	230								501~600	
601~1000										
1001~										
段階	8段階	8段階	5段階	5段階	6段階	5段階	6段階	5段階	6段階	区分

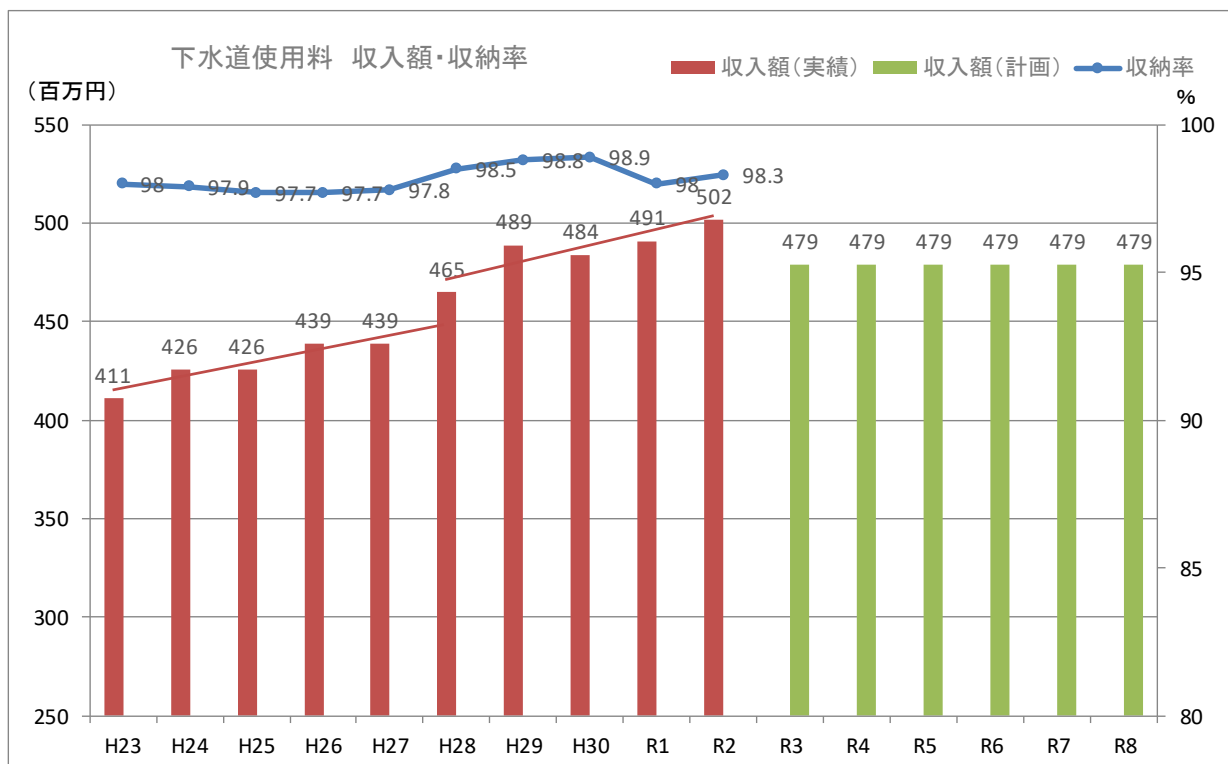


5. 収支の実績および予測



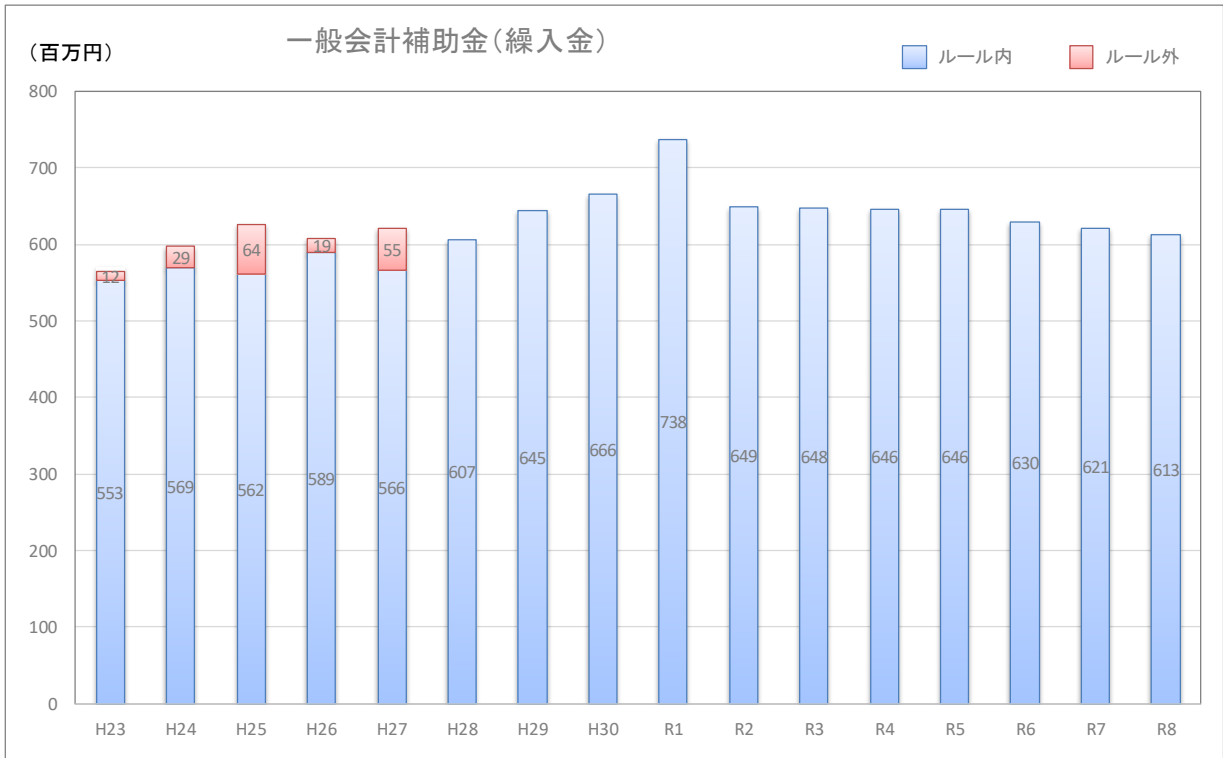
平成27年度までは、一般会計からの繰入金のうち、ルール外の繰入れが必要であったが、平成28年度以降は料金改定によりルール外の繰入れが必要なくなった。

平成29年度は起債の借り換えを行ったため、通常年度より予算規模が大きくなっている。



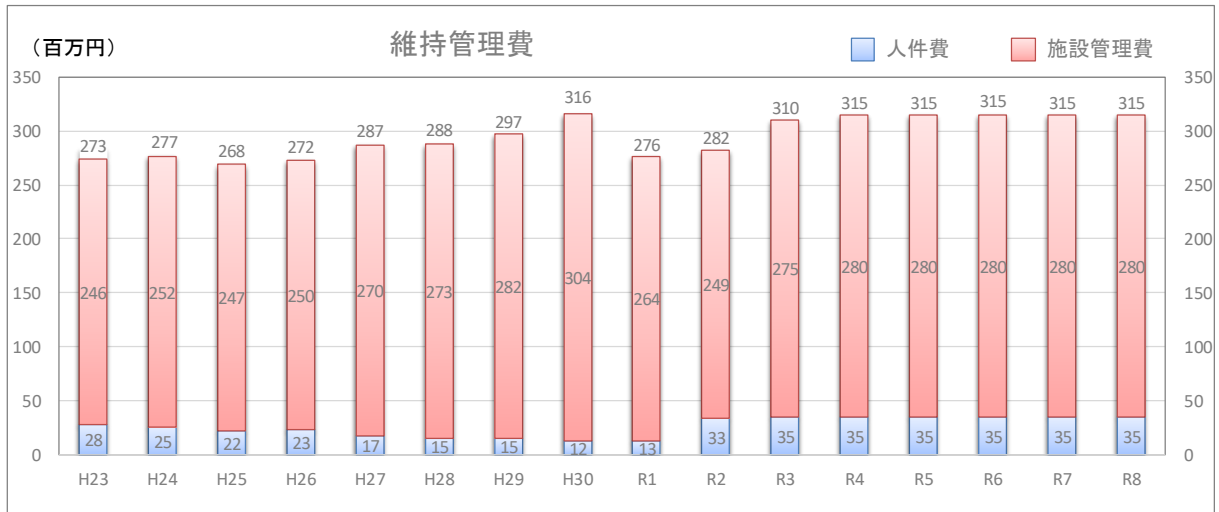
平成28年10月からの料金改定により使用料収入が増えており、あわせて徴収業務のアウトソーシングにより収納率の向上が見られる。

令和3年度以降の料金収入は人口減少と水洗化率の向上を考慮し、変動無しとしている。

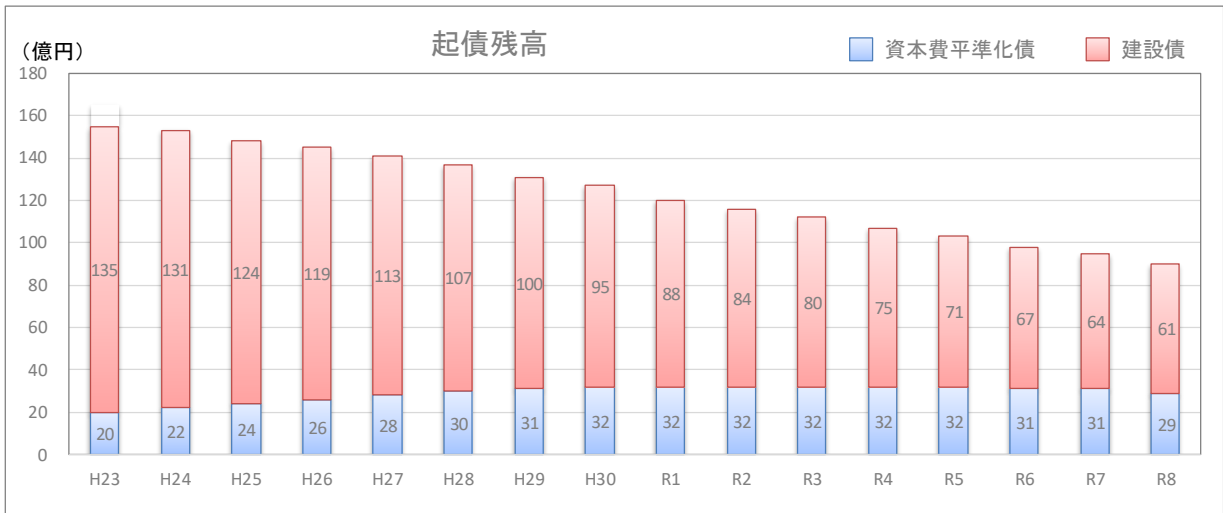


平成27年度までは一般会計からの繰入金にルール外を入れることにより収支の均衡を図っていたが平成28年度からの料金改定による収入増加により、ルール外繰入を解消できた。

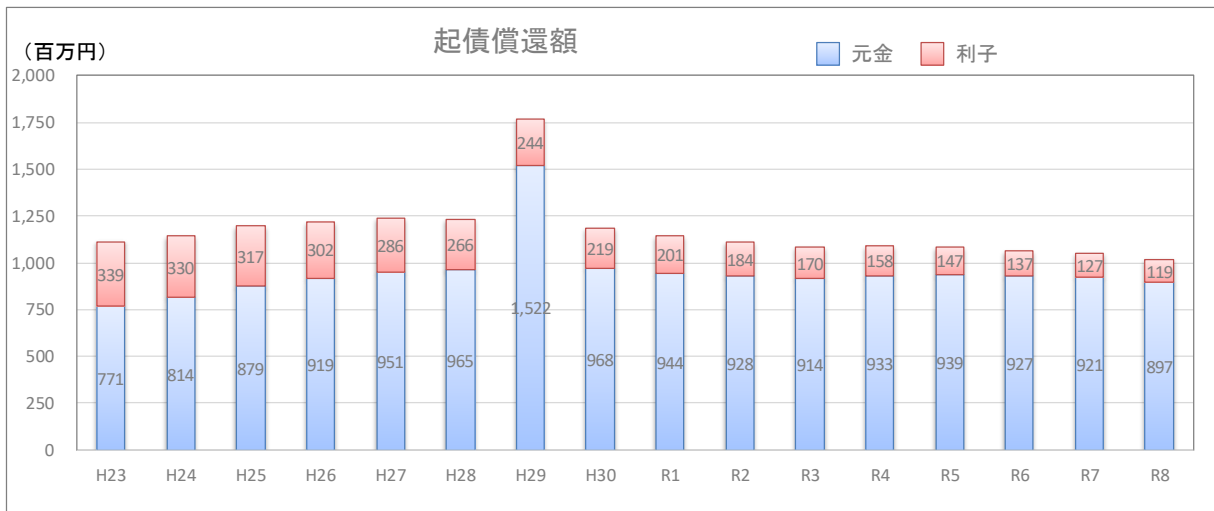
令和6年度以降は繰入額の算定根拠である起債償還額等の減少により減額予測である。



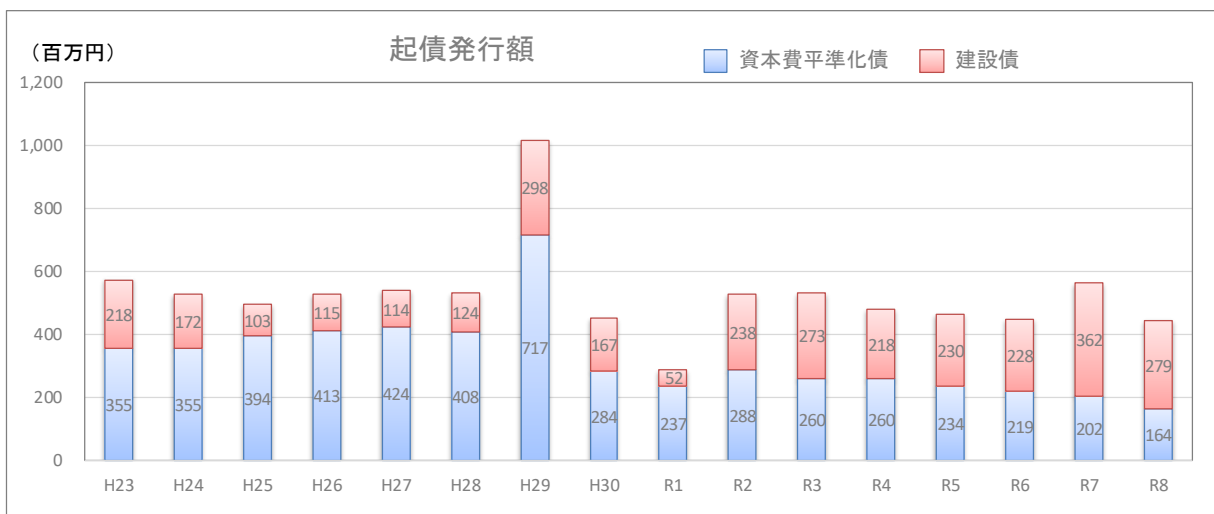
平成30～令和2年度は会計の移行や浄化センター施設の改修による維持費の変動があるが、今後はほぼ横ばいとなる予測である。



起債残高において建設債は順次返済しておりこの10年で135億円から84億円となった。
 資本費平準化債は建設債返済のための起債のため毎年借入れを行っているため、この10年で20億円から32億円となった。

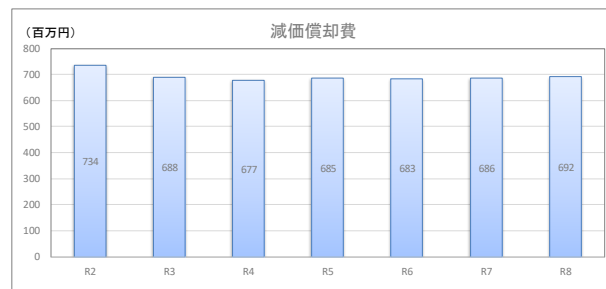
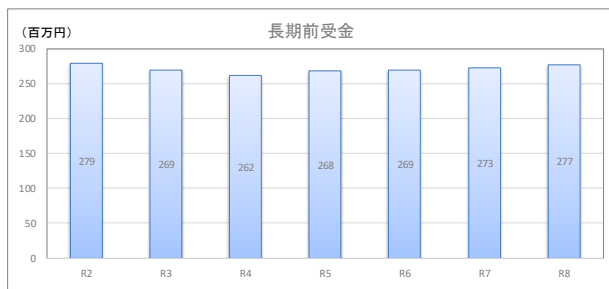


平成29年度は起債の借り換え（利息返済圧縮）に伴うものである。

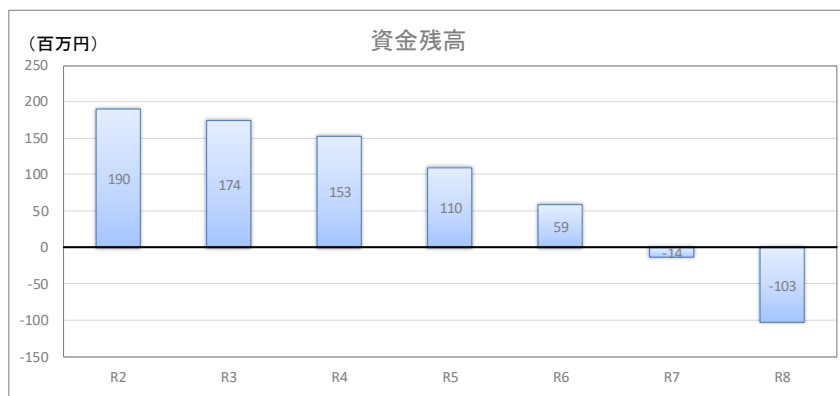


起債発行のうち建設債は下水道施設を整備改修するための費用を賄うために発行し、資本費平準化債は建設債の償還を緩やかにするために発行するものである。

平成29年度は起債の借り換え（利息返済圧縮）に伴うものである。



長期前受金戻入と減価償却費は、今後数年は変動がなく横ばいとなる予測である。



これら、収益および資本の収支に関する数値の、実績と予測を基に収支計画を立てるにあたり収支バランスを診るための指標は資金残高（運転資金）であるが、令和7年度以降はマイナスとなる。